

議案第139号

(障がい福祉課)

1 条例名	福島市手話言語条例
2 制定の趣旨	<p>手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指す。</p>
3 制定の概要	<p>(1)【基本理念】第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の手話による意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。</p> <p>(2)【市の責務】第4条 市は、基本理念にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(3)【市民の役割】第5条 市民は、基本理念及び手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(4)【事業者の役割】第6条 事業者は、基本理念及び手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5)【施策の推進方針】第7条 市は、施策の推進に関し、必要な方針を策定するものとする。</p> <p>(6)【手話を学ぶ機会の確保】第8条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p> <p>(7)【学校における手話の普及】第9条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(8)【医療機関における手話の啓発】第10条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、市は、医療機関において手話通訳者を派遣する制度の周知等に努めるものとする。</p> <p>(9)【災害時の対応】第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。</p>

4 条例制定による市民への影響	(1)手話やろう者に対する理解が進み、手話が広く普及される。 (2)手話を使用しやすい環境が整備される。 (3)市民の手話を学ぶ機会の確保がより図られる。																																
5 条例の施行予定日	平成31年4月1日																																
6 経過及び今後のスケジュール	<table border="0"> <tr> <td>庁内制定委員会</td> <td>平成29年度1回</td> </tr> <tr> <td>庁内制定委員会幹事会</td> <td>平成29年度1回</td> </tr> <tr> <td>当事者団体との意見交換</td> <td>平成29年度4回</td> </tr> <tr> <td>福島市障がい者地域生活支援協議会</td> <td>平成29年度3回</td> </tr> <tr> <td>庁内制定委員会幹事会</td> <td>平成30年度2回</td> </tr> <tr> <td>当事者団体との意見交換</td> <td>平成30年度2回</td> </tr> <tr> <td>福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島市障がい者地域生活支援協議会</td> <td>平成30年度2回</td> </tr> <tr> <td>パブリック・コメント（平成30年9月3日～10月3日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁内制定委員会幹事会への報告・意見聴取</td> <td>平成30年11月 5日</td> </tr> <tr> <td>当事者団体への報告</td> <td>平成30年11月 7日</td> </tr> <tr> <td>福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島市障がい者地域生活支援協議会への報告</td> <td>平成30年11月 9日</td> </tr> <tr> <td>庁内制定委員会にて条例原案の決定</td> <td>平成30年11月15日</td> </tr> <tr> <td>市議会定例会上程・制定</td> <td>平成30年12月</td> </tr> <tr> <td>条例施行</td> <td>平成31年 4月 1日</td> </tr> </table>	庁内制定委員会	平成29年度1回	庁内制定委員会幹事会	平成29年度1回	当事者団体との意見交換	平成29年度4回	福島市障がい者地域生活支援協議会	平成29年度3回	庁内制定委員会幹事会	平成30年度2回	当事者団体との意見交換	平成30年度2回	福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び		福島市障がい者地域生活支援協議会	平成30年度2回	パブリック・コメント（平成30年9月3日～10月3日）		庁内制定委員会幹事会への報告・意見聴取	平成30年11月 5日	当事者団体への報告	平成30年11月 7日	福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び		福島市障がい者地域生活支援協議会への報告	平成30年11月 9日	庁内制定委員会にて条例原案の決定	平成30年11月15日	市議会定例会上程・制定	平成30年12月	条例施行	平成31年 4月 1日
庁内制定委員会	平成29年度1回																																
庁内制定委員会幹事会	平成29年度1回																																
当事者団体との意見交換	平成29年度4回																																
福島市障がい者地域生活支援協議会	平成29年度3回																																
庁内制定委員会幹事会	平成30年度2回																																
当事者団体との意見交換	平成30年度2回																																
福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び																																	
福島市障がい者地域生活支援協議会	平成30年度2回																																
パブリック・コメント（平成30年9月3日～10月3日）																																	
庁内制定委員会幹事会への報告・意見聴取	平成30年11月 5日																																
当事者団体への報告	平成30年11月 7日																																
福島市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び																																	
福島市障がい者地域生活支援協議会への報告	平成30年11月 9日																																
庁内制定委員会にて条例原案の決定	平成30年11月15日																																
市議会定例会上程・制定	平成30年12月																																
条例施行	平成31年 4月 1日																																
7 参考資料	<p>パブリック・コメント結果</p> <p>○意見提出者及び件数 72名（202件）</p> <p>○意見の主なもの</p> <p><u>条例に関係するもの</u></p> <p>①第3条「ろう者及びろう者以外の者」という表現について、「全ての人」とまとめても良いように思います。</p> <p>②子供たちに手話を覚えてもらいたいし、障がいについて理解してほしいので、第9条の「努める」を省けないか。</p> <p><u>要望的なもの</u></p> <p>①市のホームページで手話動画を取り入れたり、市政だよりに手話イラストで単語を載せたり、テレビや新聞等により広く市民に手話を知ってもらいたい。また、聴覚障がい者について情報提供をしてもらえるとありがたい。</p> <p>②市民の理解を促進するために、まず率先して市職員が手話を学んでほしい。支所や学習センターにも手話のできる職員を配置してほしい。</p>																																